

関係医療機関・健診機関等 各位

兵庫県国民健康保険団体連合会

風しんの追加的対策に係る事務処理の終了について

平素は、本会の業務運営につきまして、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記における国保連合会の請求・支払い事務処理につきましては、医療機関等から国保連合会への請求が令和7年3月10日（必着）までの提出分をもって終了となります。

つきましては、下記のとおりご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 医療機関等から国保連合会への請求提出期限

令和7年3月10日（本会必着）までの提出分をもって終了

（令和7年3月10日の提出期限を過ぎて本会に請求が到着した場合は、郵送等にて返却させていただきますので、その旨、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。）

※ 令和7年2月28日までの実施分は、提出対象。

※ 令和7年3月1日以降の実施分は、提出対象外。

2 提出期限後の取扱い等について

令和7年3月10日の提出期限を過ぎると、国保連合会では未請求分・再請求分への対応が出来なくなることから、**医療機関等と市町とで直接対応いただく**こととなりますので、必ず期日（必着）までにご提出願います。

なお、提出期限を過ぎた請求については、クーポン券を発行した該当市町村へご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 令和7年3月請求（受付）分に係る支払関係について

支払額通知書等 発送予定日 : 令和7年4月21日（月）

風しん対策抗体検査等 支払日 : 令和7年4月30日（水）

4 その他

<参考> 厚生労働省通知

- ・令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）（令和6年3月18日事務連絡）
- ・風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）（令和6年3月22日感発0322第2号）

担当 保険者支援部事業課健診システム係

TEL : 078-332-9502